

原泉地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、原泉地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、原泉地域生涯学習センターに置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携・協力して、地域課題の解決等により、今よりさらに住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、原泉地区の範囲とする。

(構成組織)

第5条 協議会は、原泉地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監査を置く。

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 会計 1人
- (6) 事務局長 1人
- (7) 監事 2人

(役員の決定)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長及び監事は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

2 理事は、別表に定められた者をもって充てる。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 部会長は、専門部を代表し、部内事務を統括する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

- 第11条 協議会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2 各団体等からの役職者については、当該団体等の役職任期の期間とする。
 - 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役及び顧問)

第12条 協議会は、必要に応じて、総会の承認を得て相談役及び顧問を置くことができる。

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

- 第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。
- 2 代議員の定数は50人以内とし、代議員は、別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

- 第16条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。
 - 3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

- 第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員承認に関すること。
 - (4) 地区まちづくり計画に関すること。
 - (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(理事会の構成)

第22条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第24条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会の構成)

第25条 協議会に次の部会を置くことができる。

- (1) 地域振興部会
- (2) 防災防犯部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 教育文化部会
- (5) 環境産業部会

2 部会は、原泉地区においてまちづくりを行う団体等及び構成員で構成する。

3 部会長は、各部会を構成する者の中から選出する。

(部会の役割)

第26条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他部会運営等に必要な事項に関すること。

(経費)

第27条 協議会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月20日から施行する。